

服部社会保険労務士事務所/労働保険事務組合服部労務管理センター/服部行政書士事務所

服部事務所だより

認証番号 090720 〒683-0003 米子市皆生5-5-5 TEL0859-33-8594 FAX0859-33-8775 e-mail:hattori@sea.chukai.ne.jp http://www.chukai.ne.jp/~hattori/

SRP 認証は、社会保険労務士事務所の「信用・信頼」の証です。

平成25年4月号

早くも開催日程決定! さらにパワーアップ!!

服部事務所

知っ得情報説明会

●と き 6月12日(水) 午後1時30分~ ●ところ 米子コンベンションセンター 今年も皆様のお役に立つ情報満載です。ぜひお越しください!

直近(2013.2.27)の労働裁判例

◆メーカーが多数の労働組合員を解雇 → 解雇権乱用

神戸市の鋼管メーカーを解雇された従業員(22人)が地位確認などを求める訴えを提起していましたが、神戸地裁は「解雇権濫用のため無効である」として、会社に対して未払賃金の支払いを命じる判決を下しました(2月27日)。

この会社は、事業縮小を理由として 2011 年6月に工場勤務の従業員(28人)を解雇。28人の うち 26人は労働組合員。

裁判官は判決で「他部署への配転を検討するなど、解雇を避ける努力を尽くしていない」と指摘し、また、解雇された従業員の大半が労働組合に加入していたことが「明らかに不自然である」としました。

原告の男性の 1 人は、「会社は判決を重く受け止め、早く職場に戻してほしい」と話しています。

◆大学が財務課長を管理職扱い → 名ばかり管理職

広島県の私立大学元財務課長(57歳)が、実態は管理職ではないにもかかわらず管理職として扱われて残業代が支払われなかったとして、大学側に対して未払賃金等(約630万円)の支払いを求めて訴えを提起していました。広島地裁は「時間外手当の支給対象外となる管理監督者には該当しない」として、学校側に対して約520万円の支払いを命じました(2月27日)。

訴えていた男性は、2008 年4月から 2011 年3月まで財務課長を務めており、最も多い月の残業時間は 103 時間 30 分でした。

裁判官は判決で「原告の上司として法人事務局長などが置かれ、業務の大部分で上司の決裁が必要であり、権限は限定的だった」としました。また、出退勤時間等に関する裁量が限られていたことなども考慮され、「権限や責任が経営者と一体というのは困難である」としました。

大学側はこの判決に不服のため、控訴を検討しています。

社会保険料はどのように決まる?

◆社会保険料の額を決める「標準報酬月額」とは

健康保険や厚生年金保険の保険料は、従業員の個々の給与の額ではなく、区切りのよい幅で区分した「標準報酬月額」に基づいて算出されます。

この幅が「標準報酬月額等級」として、健康保険では 47 等級に、厚生年金保険では 30 等級に分かれています。これらの保険料は労使折半です。

◆①資格取得時決定②定時決定③随時決定

標準報酬月額が決まる方法として、(1)資格取得時決定、(2)定時決定、(3)随時改定の3つがあります。

新入社員等は(1)によって決定されますが、7月1日現在その会社に在籍している従業員については(2)により、4~6月に支払われる給与等や賞与の賃金総額の月平均賃金額を基準に標準報酬月額にあてはめて、その年の9月から翌年8月までの1年間の標準報酬月額が決まります。

一部の事業所では当月分の給与を翌月中に支払うこともあるので、そうした企業においては3 ~5月分までの賃金総額によって決まることとなります。

◆残業量の調整や昇給のタイミングに注意

定時決定によってその年の9月から翌年8月まで適用する標準報酬月額が決定されることから、算定期間中に多くの残業が発生し、平均賃金額が他の時期よりも高くなる会社や、算定期間中に昇給がある企業においては、負担する社会保険料の額に影響を生じる可能性があります。

特に、厚生年金保険料は平成 16 年の制度改正によって平成 29 年9月まで毎年 0.354%ずつ引き上げられることとなっているため、昇給等によらなくても保険料の負担は年々増していきます。

不必要な残業を控えたり、業務の進め方を見直したり、昇給月を変更したりする等も必要かも しれません。



2012.4.5 津山鶴山公園



2013.4.11 日吉津